

2026年度

豊田市放課後児童クラブ 参加のしおり

・重要なことが書いてあります。
必ず、お読みください。

・新1年生クラブ説明会
があるクラブは当日
こちらのしおりをご
持参ください。



豊田市子ども条例

マスコットキャラクター

チルコ

豊田市こども・若者政策課

(TEL 0565-34-6630 FAX 0565-34-6938)



保護者のみなさまには、以下の理解とご協力を願いします。

«保護者の方へお願い»

- ☆家庭での親子のふれあいが、子どもたちのためにとても大切なことです。
仕事のない日は、放課後児童クラブには参加できません。家庭での親子のふれあいに努めてください。
- ☆クラブへの送迎は必ず保護者が責任をもち、**勤務等を終えられたら速やかにお迎えをお願いします。**
- ☆クラブの**無断欠席はしないでください**。欠席される場合は、必ず保護者がクラブにご連絡いただきますようお願いします。また、毎日お子さんにクラブへの出欠を知らせて学校に登校させてください。
- ☆けがや事故防止のため、お子さんが支援員等の指示に従い**クラブのきまりを守るようご協力を願いします。**
- ☆子どもたちが日々楽しく放課後を過ごすために、保護者のみなさんと支援員等が連携をとることが大切です。少しでも気になることがありましたら、お気軽に支援員等へご相談ください。

「児童虐待の防止等に関する法律」により、放課後児童クラブなど子どもに関わる機関は、児童虐待の発見に努めるとともに、市役所や児童相談所への通告が義務付けられています。



※このしおりの内容については、2025年12月現在のものであり、今後変更が生じる可能性があります。変更が生じた場合にはクラブを通してご連絡します。

★放課後児童クラブとは★

放課後児童クラブ（以下、クラブ）は、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終了した放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全育成を行う事業です。

★運営方針★

家庭的な雰囲気の中で、児童の自主性、社会性、創造性を育み、心豊かでのびのびとした活動ができるクラブづくりをします。児童が支援員等の援助のもと一人ひとりが大切にされ、安全に楽しく活動し、生活できる環境づくりをします。

★対象児童★

放課後帰宅しても保護者の就労又は病気等の理由により、適切な養育を受けられない児童（保護者には、同一地番内に居住する65歳未満の祖父母が含まれます）。

★開設日・時間★

学校の授業日(月～金曜日)	授業終了後～午後6時30分
祝日、振替休日、学校代休日、春・夏・冬休み	午前7時30分～午後6時30分

★休業日★

①土・日曜日、5月3日～5日、年末年始（12月29日～1月3日）

②感染症、災害等による学校の臨時休業日

※感染症等の発生状況により、参加自粛のお願い又は閉設する場合があります。

★参加者負担金★

月額5,500円／（ただし、8月及び下記期間のみ利用する場合の参加者負担金は表のとおり）

参 加 期 間	期 間	参 加 者 負 担 金
4月の春休み のみ	2026年4月1日（水）～入学式の前日	3,000円
7月の夏休み のみ	2026年7月21日（火）～2026年7月31日（金）	4,000円
8月	2026年8月3日（月）～2026年8月31日（月）	8,000円
12月の冬休み のみ	2026年12月24日（木）～2026年12月28日（月）	1,000円
1月の冬休み のみ	2027年1月4日（月）～2027年1月6日（水）	1,000円
3月の春休み のみ	2027年3月25日（木）～2027年3月31日（水）	3,000円

※4月春休みの新1年生の参加は、小学校入学前のクラブ参加となり、お子さんに大きな負担がかかります。また、入学後約1週間は学校給食がなく、お子さんにとって不慣れな時期もあります。できるだけ学校給食が始まって、お子さんが学校環境に慣れてからの参加にご協力ください。

※申込みは1年ごとで受付けており、2027年4月春休みは次年度申込みとなります。

※日割りはありません。災害や感染症による閉設の場合も同様です。参加の有無に関係なく、申込みされた期間には参加者負担金が発生します。

※就学援助（要保護・準要保護）世帯は、認定日の属する月以降の負担金が免除となります。就学援助の申請、内容等は通学している小学校にお問い合わせください。

★参加者負担金の徴収について★

- ①参加者負担金は「口座振替」とします。すでに口座振替の手続きがお済みの場合は、継続して登録済みの口座より引き落としを行います。**登録内容の変更を希望する場合は、こども・若者政策課までご連絡ください。**手続きが必要な方は、同封の「口座振替依頼書」をご記入いただき、速やかに金融機関の窓口で手続きをお願いします。兄弟姉妹が参加をしている場合も児童1人につき1枚の口座振替依頼書の提出が必要です。期限までにお手続きがされない場合は、納付書をお送りしますのでお支払いをお願いします。
- ②振替日は参加した月の翌月末です（金融機関が休業の場合は、翌営業日です。ただし、11月分のみ12月25日が振替日となります）。残高不足にならないようご注意ください。なお、残高不足などの理由により振替のできなかった月の負担金は、参加した月の翌々月末に再度振替（再振）があります。再振でも引落しができなかった負担金は、納付書払いとなります。
- ③参加者負担金を滞納しますと、参加を取り消す場合があります。期限までにお支払いください。また、未納が解消されない場合は、児童手当を参加者負担金の未納分に充てる（詳細はP2「★児童手当に係る放課後児童クラブ参加者負担金の徴収について★」参照）等の対応をします。
- ④納付書等で二重に納めていただいた場合は還付しますが、過去に未納がある方については還付せず未納分に充てさせていただきます。
- ⑤負担金の納付済額の証明書が必要な場合は、こども・若者政策課までお申し付けください。

【口座振替予定日】

参 加 月	口座振替予定日	参 加 月	口座振替予定日
4月分	6月 1日（月）	10月分	11月30日（月）
5月分	6月30日（火）	11月分	12月25日（金）
6月分	7月31日（金）	12月分	2月 1日（月）
7月分	8月31日（月）	2027年1月分	3月 1日（月）
8月分	9月30日（水）	2027年2月分	3月31日（水）
9月分	11月 2日（月）	2027年3月分	4月30日（金）

★児童手当に係る放課後児童クラブ参加者負担金の徴収について★

豊田市では、クラブ負担金の公平性を保つため、クラブ負担金に未納が発生した場合は児童手当を未納分に充てることを承諾いただいたうえ、クラブに参加することをお願いしています。（申込書裏面の「児童手当に係る放課後児童クラブ参加者負担金の徴収等に関する申出書」署名による）。

«児童手当充当の仕組み»

- (1) 児童手当の支給時点（2026年4月、6月、8月、10月、12月、2027年2月）で4か月前までの利用分に**未納がある場合のみ**行います。
- (2) 児童手当からの徴収となった場合は、事前に通知文書を送ります。また、行き違いにより二重払いとなった場合は、後日還付をします。
- (3) 児童手当を未納分に充てても未納が残る場合は、兄弟姉妹が児童手当の対象者であれば、兄弟姉妹分も未納に充てます。

★参加変更申出書の提出について★

参加する月等を変更する場合は、期限までに必ず「放課後児童クラブ参加変更申出書（様式2-1）」（以下「変更申出書」）をご提出ください。申出書の提出がない場合や期限に間に合わない場合は、当月に利用がなくても、参加者負担金を納めていただくことになります。

変更理由	提出書類	提出方法、提出先	提出期限
申込をキャンセルしたい	変更申出書	窓口での受付	前月の最終開設日
		郵送	前月の最終開庁日に市役所必着
		電子申請	前月の最終日
申込する月を追加したい		窓口、郵送、電子申請	原則参加予定日の1週間前（郵送は必着）

※受付可能な窓口は、各放課後児童クラブ及びこども・若者政策課となります。

※様式については、巻末に添付した用紙をご利用ください。各窓口にも用意があり、ホームページにも掲載されております。

※長期休業等で定員に達しているクラブの参加を追加する場合はキャンセル待ちとし、空きが出たときに参加できます。キャンセル待ちを希望しない場合は、定員に余裕のある他校のクラブに参加することができます。空き状況等についてはこども・若者政策課までお問い合わせ下さい。

※電子申請

豊田市のホームページから申請できます。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/1007723/index.html>



★参加児童の送迎について★

事件・事故防止のため、クラブへの送迎については保護者がお子さんの安全確保をしてください。また、保護者の方とのコミュニケーションを大切にしていますので、支援員等からお子さんの様子をできるだけお伝えするようにします。

- ①仕事が終わった後は、速やかに児童のお迎えをお願いします。
- ②送迎は、保護者の責任のもとで、必ず時間内に行ってください。中学生以下の兄姉の送迎は認めません。保護者以外が送迎を行う場合は事前にクラブに連絡をしてください（学期中に限り、学校の許可のもと、保護者の責任で小学生の兄・姉の集団下校時に一緒に帰宅することは認めています）。
- ③送迎の際の駐車は児童の安全・校地保護のため指定された区画を利用して下さい。また、安全・衛生等のため、ペットを連れての送迎はできません。
- ④送迎の手助けが必要な場合は、『ファミリー・サポート』事業制度があります。<有料> 詳しくは、とよたファミリー・サポート・センター（T-FACE A館9階）までお問い合わせください。TEL：(0565)37-7135 FAX：(0565)37-7072

★クラブへの連絡について★

無断欠席しないよう、出欠席、連絡事項は必ずクラブが定めた期日までにクラブへ連絡してください。お子さんの出欠席については、入退室管理アプリ「コドモン」（以下、「コドモン」といいます。）で連絡してください。「コドモン」の登録についてはクラブからご案内します。

また、毎日お子さんにクラブの出欠を知らせて学校に登校させてください。
当日の欠席、学校早退の場合も必ず保護者からクラブへご連絡ください（学校にクラブの欠席の連絡をしないようお願いします）。お子さんの口頭での連絡は認めておりません。

住所・保護者・勤務先・緊急連絡先等に変更があった場合は、必ず「放課後児童クラブ参加申込内容変更申出書（様式2-2）」（以下「内容変更申出書」）を提出してください。勤務先が変更になった場合は、「内容変更申出書」と一緒に、必ず「就労証明書」を再提出してください。

保護者から担任の先生と通学団班長に、放課後児童クラブに参加することを、連絡してください。

★傷害保険について★

クラブの活動中に起こった事故やけが等に備えて傷害保険に加入しています。この保険は、医療費を補償するものではなく、見舞金制度です。死亡保険金、後遺障害保険金のほか、入院・通院保険金の支払いもあります。保険金等の支払い対象となる可能性がある場合、原則後日クラブより書類をお渡ししますので、速やかに手続きをしてください。（書類作成の際に、診察券又はレシートのコピー等診察時の情報が必要になる可能性があります。）

★病気について★

- ①持病がある場合（アレルギー、てんかん、熱性けいれん、心臓疾患等）は、必ず詳しく支援員等へお知らせください。
- ②お子さんが体調を崩した時や大きなかがをした時は、すぐにお迎えに来ていただきます。
- ③インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などで学級閉鎖になったクラスの児童は、参加できません。学年閉鎖、学校閉鎖、早帰りにおいても同様です。
- ④豊田市立小中学校で出席停止の対象となる感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症等）にかかったまたはかかった可能性がある時で学校での出席停止期間中は参加できません。長期休業中に感染症にかかった場合は、医師の許可が出てからクラブに参加するようにしてください（クラブへの治癒証明書の提出は必要ありません）。また、それ以外の感染症（マイコプラズマ感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、リンゴ病など）は、受診して医師の許可が出るまでは参加を控えてください。感染症のまん延を予防しなければなりませんので、感染がわかった場合は、すぐにクラブへお知らせください。ご協力をお願いします。
- ⑤クラブでの投薬は原則行いません。医師の指示により与薬が必要な方は、クラブの支援員等までご相談ください。与薬について書類に記入いただく必要があります。

★ご家庭でお願いすること★

- ①学校給食のない日（祝日、学校代休日、春・夏・冬休みなど）は、お弁当を用意してください。※喉につまらせる恐れがある等で事故の恐れがあるものは持たせないでください。
- ②持ち物には、必ず消えないようにしっかりと名前を書いてください。
- ③クラブで必要なお金や玩具などは、持たせないでください。
- ④自然災害などの緊急事態、お子さんの体調不良・感染症発症・大きなかが等が生じた場合は、すぐに迎えに来ていただく必要があります。緊急連絡先等は確実に連絡

がとれるところをお知らせください。

- ⑤けがや事故防止のため、支援員等の指示に従い、クラブの決まりを守るようお子さんへ指導をお願いします。なお、他の児童に危険を及ぼす行為、迷惑となる行為が改められない場合には参加をお断りすることがあります。

★災害時の対応について★

- ①台風・暴風雪等の場合（P 6・7を参考にしてください）

- 該当区域に「暴風（雪）警報、暴風（雪）特別警報」または「高齢者等避難・避難指示」が発令されたとき、クラブは閉設します。
- ・学校が児童の安全確保のため、上記警報が発令されていなくても臨時休業や授業を中止しての早帰りの措置をとった場合、クラブも開設しません。
 - ・クラブ開設時間中に、上記の警報等が発令された場合はクラブを閉鎖します。危険が増す前に速やかにお迎えに来てください。
 - ・祝日、学校代休日、春・夏・冬休みに上記の警報が出た場合は、学校の取り扱いと同様に閉鎖し、早帰りの措置をとります。保護者の方は十分に気象情報を確認してください。
 - ・その他、大雨（雪）等異常気象により児童等の安全確保に困難が予想される場合は、クラブを開設しない場合があります。その場合はコドモン等でお知らせします。

- ②地震の場合（P 8を参考にしてください）

「南海トラフ地震等に関する情報（臨時）」等が発令されたとき、登下校、お迎え等については、基本的に各小学校の対応に準じます。

- ・クラブから各家庭に個別に電話連絡はしません。児童の安全、通信手段確保のため、クラブにも電話はしないでください。

ご質問などはお気軽に問い合わせください。

子どもの支援・クラブ運営に関するこ

⇒クラブ支援員、運営主体・運営事業者（P 10参照）まで

負担金徴収・申込内容・キャンセル待ちに関するこ

⇒こども・若者政策課まで



警報・避難情報の発令時の対応について

該当区域に暴風（雪）警報・暴風（雪）特別警報（以下、警報）または高齢者等避難・避難指示（以下、避難情報）が発令された場合

※ 高齢者等避難（警戒レベル3相当） 避難指示（警戒レベル4相当）

○警報・避難情報発令時間と放課後児童クラブの開設

学校休業日（長期休業中、祝日等）

- お子さんが放課後児童クラブに参加する前に、警報・避難情報が発令されている場合

1 午前6時までに警報・避難情報が解除された場合、平常通り開設します。ご参加ください。

2 午前6時を過ぎて警報・避難情報が解除された場合、または引き続き解除されない場合は、開設しません。

★ 1の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な場合があります。
気をつけてお越しください。

- お子さんが放課後児童クラブに参加後に、警報・避難情報が発令された場合

警報・避難情報発令時点で、クラブを閉鎖します。保護者の方は速やかにお迎えに来てください。

4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00
------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------

①6時までに
警報・避難情報が解除

②6時を過ぎてから警報・避難情報が解除された場合

平常開設

クラブは開設しない

※大雨（雪）等異常気象により児童等の安全確保に困難が予想される場合は、クラブを開設しない場合があります。その場合はコドモン等でお知らせします。

学校登校日

- 下校時刻前に、警報・避難情報が発令された場合（放課後児童クラブ開設前）

1 放課後児童クラブは、開設しません。

2 児童の帰宅に関しては、学校と保護者との申し合わせに従って運用されます。

- 下校時刻以降に、警報・避難情報が発令された場合（放課後児童クラブ開設後）

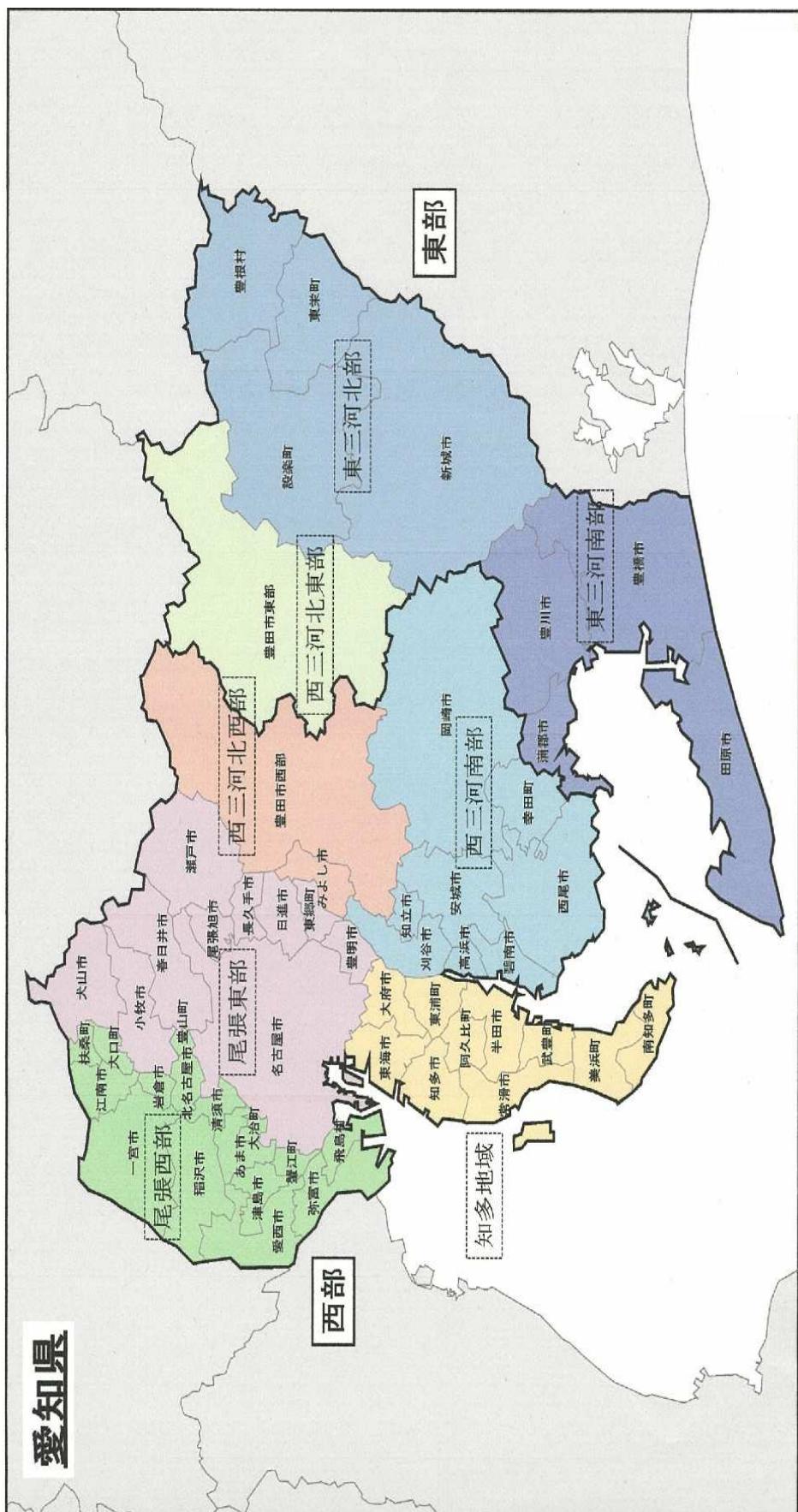
警報・避難情報発令時点で、クラブを閉鎖します。保護者の方は速やかにお迎えに来てください。

- 警報・避難情報は発令されていないが、学校が臨時休業や授業を中止しての早帰りの措置をとった場合

放課後児童クラブは、開設しません。

【参考】暴風警報・特別警報発令区域について

区域	I	II	III	IV
愛知県全域	愛知県西部	西三河北西部	豊田市西部	豊田市東部
	愛知県東部	西三河北東部	豊田市東部	豊田市東部



地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発令時の対応について

- 登下校、お迎え等については、基本的に各小学校の対応に準じます。
- 本情報が発令された場合、クラブから各家庭に電話での個別連絡はしません。
また、児童の安全、通信手段確保のため、クラブにも電話はしないでください。

地震発生時の対応について

豊田市内に震度5弱以上の地震が発生した場合

学校登校日

- 下校時刻前に、地震が発生した場合（放課後児童クラブ開設前）
 - 1 放課後児童クラブは、開設しません。
 - 2 児童の帰宅に関しては、学校と保護者との申し合わせに従って運用されます。
- 下校時刻以降に、地震が発生した場合（放課後児童クラブ開設後）
地震発生時点で、クラブを閉鎖します。保護者の方は速やかにお迎えに来てください。

学校休業日（長期休業中、祝日等）

- お子さんが放課後児童クラブに参加する前に、地震が発生した場合
放課後児童クラブは開設しません。
- お子さんが放課後児童クラブに参加後に、地震が発生した場合
地震発生時点で、クラブを閉鎖します。保護者の方は速やかにお迎えに来てください。

「南海トラフ地震臨時情報」が発令された場合の対応

（1）学校登校日

【クラブ開設前】

- ・学校の対応に準じ、放課後児童クラブを開設するか判断します。
- ・学校が通常どおり下校する場合には、放課後児童クラブを開設します。
- ・学校が臨時休業や授業を中止しての早帰り対応の措置をとる場合は、クラブは開設しません。

【クラブ開設後】

- ・原則、通常どおりの活動を継続します。活動にあたっては、参加児童の安全を最優先した対策をとります。
- ・ただし、危険であると判断した場合はクラブを閉鎖します。その場合コドモン等により連絡しますので、お迎えのご協力をお願いします。

（2）学校休業日（長期休業中、祝日等）

【クラブ開設前】

- ・原則、通常通りクラブを開設します。
- ・ただし、危険であると判断した場合はクラブは開設しません。その場合コドモン等により連絡します。

【クラブ開設後】

- ・原則、通常どおりの活動を継続します。活動にあたっては、参加児童の安全を最優先した対策をとります。
- ・ただし、危険であると判断した場合はクラブを閉鎖します。その場合コドモン等により連絡しますので、お迎えのご協力をお願いします。

○お願い

- ・情報は、テレビ、ラジオ等様々なメディアから流されます。こうした情報にご留意いただき、保護者自身で状況を把握してください。
- ・情報の発表から、電話回線が混雑することが予想されます。クラブへお問い合わせすることがないように、日ごろからお子さんと非常時の帰宅について確認をしておいてください。
- ・クラブ閉鎖による引き渡しは、原則として屋外となります。お迎えは校庭等へお越しください。

放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて

豊田市では、G I G Aスクール構想に伴い、市立小学校で学習用タブレットを児童一人一人に配布し、授業をはじめとする学習に活用しています。放課後児童クラブでは、従来から活動時間内において、学校の課題等に取り組む時間を設定しているところもあります。学習用タブレットは、家庭学習にも利用しているため、放課後児童クラブにおいても学習用タブレットを用いた学習を行うことができる環境を整えています。

次の（1）～（3）は豊田市教育委員会が定めたルールの下で、放課後児童クラブにおいて学習用タブレットを使用するに当たって特に遵守すべきルールを定めるものです。

（1）全般

- ア 豊田市教育委員会が定めた「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」と「学習用タブレット 使い方ハンドブック」に従い、使い方や使うときのルールを守ってください。
- イ 学習用タブレットの利用にあたっては、お子様と一緒に利用方法をよく確認していただき、各ご家庭の責任で放課後児童クラブにお持ちください（詳細は以下（2）、（3）参照）。

（2）特に、放課後児童クラブで使うときに注意すること

ア 管理ルール

- （ア）学習用タブレットを使用するための出し入れ・使用開始～終了・かばん等の収納といった一連の流れについて、放課後児童クラブ支援員による指示や決められた時間・場所で行ってください（児童が自由に出し入れしたり、使用したりすることはできません）。
- （イ）パスコード・パスワードなどの特定の個人情報は放課後児童クラブでは管理できませんので、児童自身が管理してください。
- （ウ）かばん等からの出し入れ及び学習用タブレットの操作は児童自身が行ってください。
- （エ）学習用タブレットが入ったかばんは床には置かず、ランドセル、ロッカー等に入れて保管してください。

イ 使用ルール

- （ア）放課後児童クラブの支援員は学習用タブレットの操作方法や学習内容等について質問されても答えることはありません。また、支援員が操作することもできません。
- （イ）放課後児童クラブでは充電はできません。

（3）放課後児童クラブで破損があったときのルール

放課後児童クラブで破損があった場合、放課後児童クラブでは責任を負いかねます。「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」、「学習用タブレット 使い方ハンドブック」、「放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて」に決められた使用方法を守らずに学習用タブレットに破損があった場合、修理や代替品費用など、保護者負担となります。他の児童の学習用タブレットを破損した場合も、同様に学習用タブレットを破損した児童の保護者負担となる場合があります。そのため、学習用タブレット保険等に加入していただき、使用していただきますようお願いいたします。

なお、放課後児童クラブ活動時間外や放課後児童クラブに起因しない破損等及び放課後児童クラブでの破損等が明らかでない場合については、保護者各自で直接、学校へご連絡ください。

以上をご了承の上、放課後児童クラブで学習用タブレットをご利用いただくようお願いします。

放課後児童クラブ一覧

2025年 12月現在

<拳母(朝日丘・浄水中学校区を除く)地区>【運営事業者】ホームエックス株式会社

【連絡先】33-2468

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	102	朝日	いちご	31-2880	6	144	平和	コスモス	28-0288
2	110	梅坪	プラムハウス	31-6230	7	145	前山	前山キッズ	24-0034
3	117	小清水	どんぐり学級	31-1299	8	146	美山	みやまっこ	24-1009
4	120	拳母	どんぐり	31-1335	9	147	元城	ひまわり学級	31-0354
5	128	土橋	グリーンランド	24-2008	10	149	山之手	とらぐみ	24-0068

<拳母(朝日丘中学校区)地区>【運営事業者】一般社団法人 朝日丘コミュニティクラブ

【連絡先】41-7620

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	121	衣丘	さくらんぼ	31-0173	3	136	根川	根川っ子クラブ	31-2027
2	131	童子山	わらべっ子	31-0575					

<拳母(浄水中学校区)地区>【運営事業者】一般社団法人 浄水まごころスクール

【連絡先】77-2480

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	123	浄水	ふあみりいクラブ	45-4597	2	181	浄水北	紙ひこうき	45-0033

<高橋・松平地区>【運営事業者】ホームエックス株式会社

【連絡先】33-2468

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	103	市木	わかば教室	80-0201	9	130	寺部	あいあい	80-2029
2	104	五ヶ丘	すぐすくルーム	80-1025	10	132	豊松	豊松っ子クラブ	58-5805
3	105	五ヶ丘東	にこにこ	80-0217	11	137	野見	のみっこ	80-1127
4	108	岩倉	たけの子クラブ	58-0185	12	140	東山	いずみ学級	80-1015
5	115	久久平	みどりっ子	58-5022	13	141	平井	山びこクラブ	80-0234
6	116	幸海	こだまクラブ	58-1153	14	142	広川台	すずらん	80-2031
7	118	古瀬間	なかよし教室	80-0623	15	148	矢並	あおぞら	80-1180
8	126	滝脇	しじゅうからっこ	58-4066					

<上郷・高岡地区>【運営事業者】株式会社 トライグループ

【連絡先】32-0202

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	109	畠部	あすなろ学級	21-0899	6	127	竹村	くれよんハウス	52-1533
2	112	大林	なかよし	24-3017	7	129	堤	ふれあい	52-1184
3	119	駒場	ちえのわ	57-0031	8	150	若園	ゆうゆうクラブ	52-3360
4	124	寿恵野	のびのび	24-5190	9	151	若林西	ほたる	52-0661
5	125	高嶺	わいわいくらぶ	21-1015	10	152	若林東	つばめクラブ	52-1226

<猿投・保見・石野地区>【運営事業者】社会福祉法人 大和社会福祉事業振興会

【連絡先】51-2356

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	101	青木	青木子どもクラブ	44-0674	7	122	四郷	たんぽぽ	45-0798
2	106	井上	スマイル	45-8676	8	133	中金	なんざんクラブ	42-1230
3	107	伊保	せんだん	48-1016	9	134	西広瀬	あゆっこ	42-1332
4	111	大畠	おおばたっ子	48-7455	10	135	西保見	ハーモニー	48-2032
5	113	加納	なかま学級	45-2568	11	138	東広瀬	おひさまクラブ	42-1220
6	114	上鷹見	ささゆりクラブ	41-2011	12	139	東保見	パレットハウス	48-0120

<藤岡・足助・下山・小原・旭地区>【運営事業者】株式会社 トライグループ

【連絡先】32-0202

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	153	飯野	藤岡中央児童クラブ	76-2744	11	166	萩野	あすっ子クラブ	62-0306
2	154	石畠	藤岡北部児童クラブ	76-0673	12	167	冷田	うりぼたる	63-2620
3	155	中山	藤岡南部児童クラブ	76-1141	13	168	御蔵	まるっこクラブ	64-2350
4	156	御作	ふじっこクラブ	76-0076	14	169	明和	あかだわクラブ	67-2350
5	159	本城	おばらっこクラブ	65-1511	15	171	大沼	大沼クラブ	90-2121
6	160	足助	あすっ子クラブ	62-0306	16	174	花山	花山クラブ	90-4600
7	161	追分	なかよしクラブ	62-4646	17	176	小渡	コッキーズ	68-3520
8	162	大蔵	にじいろクラブ	64-2277	18	177	敷島	キラキラ	68-2011
9	164	新盛	げんきっこ	67-2366	19	180	巴ヶ丘	ともえクラブ	90-2525
10	165	則定	よつばクラブ	63-2030					

年度 放課後児童クラブ参加変更申出書

年 月 日

豊田市長 様

受付印	保護者	住 所	豊田市
		氏 名	
		電 話	()

先に申込みした参加月を下記のとおり変更します。

参加児童	氏 名				生年月日				学 年					
					西暦 年 月 日				年					
					西暦 年 月 日				年					
					西暦 年 月 日				年					
参加小学校名			小学校							コード				
変更後	春休 4月	5月	6月	7月	夏休 7月 8月	9月	10月	11月	12月	冬休 12月 1月	1月	2月	3月	春休 3月

↑変更がない月に“—”を、変更する月で参加月に“○”、参加しない月に“×”を記入して下さい。

利用時間	学 期 中	授 業 終 了 後 ~ 午 後 時 分												
	長期休業中	午前 時 分			~ 午前 時 分			午後						
変更理由														

※注 意

- 1 参加を取りやめる場合は参加を取りやめる月の前月末日までに提出が必要です。期限までに提出がない場合は、当月に利用が無くても参加者負担金を納付していただきます。また、翌月の参加を取りやめた場合は、入退室管理アプリ「コドモン」で翌月の開設日をすべて欠席申請してください。
- 2 参加を追加する場合は原則参加予定日の1週間前に提出が必要です。ただし、長期休業等で定員に達しているクラブで参加を追加する場合は、キャンセル待ちとなる場合があります。
- 3 勤務先が変更した場合は、就労証明書を添付してください。
- 4 参加要件に変更がある場合は、各証明書の提出が必要です。
- 5 転校等で参加クラブを変更する場合は、参加変更申出書(転校前のクラブの参加キャンセルは転校前クラブへ提出)と新クラブの参加申込書(転校後のクラブの参加は転校後クラブへ提出)を提出してください。

決定通知書		入 力	月 日	クラブ 受付日	/	備考	
		確 認					

年度 放課後児童クラブ参加申込内容変更申出書

年 月 日

豊田市長 様

受付印	保護者	住 所	豊田市
		氏 名	
		電 話	() —

下記のとおり申込内容に変更がありましたので届出します。

※ 注意 参加月を変更する場合は、「放課後児童クラブ参加変更申出書」(表面)を記入してください。